秋田県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
	(24年度末)	A		В	B/A	23年度の人件費率
24年度	人	千円	千円	千円	%	%
	1,076,205	614,774,193	4,912,156	145,162,601	23.6	23.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数(人)		給	 費	
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B
24年度	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	15,106	69,205,509	12,158,700	25,043,209	106,407,418

(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 都 道 府 県 平 均 一人当たり給与費
(千円)	(千円)
7,044	7,042

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。
 - 3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項

(国の要請等を踏まえた給与減額措置の実施状況)

(日の文明 すど居のただ情 7 次版日色の大地大地)					
国の要請等を踏まえた給与減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由				
実施	減額実施期間:平成25年7月~平成26年3月				

抑制済又は減額措置の内容

(給料)

本庁課長級以上の職員9.77%、主任級以上本庁課長級未満の職員7.77%、主事・技師級の職員4.77% 【参考】

H25.4.1時点のラスパイレス指数 106.9 参考値 98.8

H25.7.1時点のラスパイレス指数 101.7

(手当)

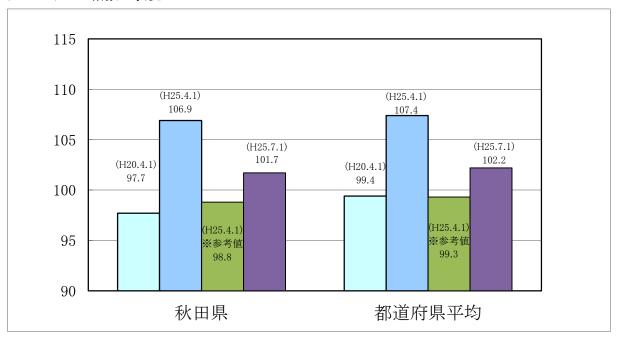
減額なし

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数 (構成) を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一) 適用職員の俸給月額を 100として計算した指数。
 - 2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(その他の給与減額措置の実施状況)

(100)	世マノル	のお子属領担国の美地仏化)								
				抑制措置の		実 施 期 間				
_	般	職	給料 本庁部長 一般 △3		≍庁課長級 △ △1.5%	₂ 5%	平成24年11月~平成25年6月			
知		事	給料 △25%	期末手当 △20%	退職手当		給料:平成26年10月まで			
副	知	事	給料 △20%	期末手当 △15%	退職手当	$\triangle 10\%$	※平成26年11月から平成29年4月まで の間、カット率を5%緩和して継続			
常勤	の監査	委員	給料 △20%	期末手当 △15%	退職手当		期末手当:平成28年12月まで 退職手当:平成25年3月15日を含			
教	育	長	給料 △20%	期末手当 △15%	退職手当		む任期に係るものに適用			
議		員	報酬 △5%				平成27年4月まで			

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数 (構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を 100として計算した指数。
 - 2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

①日例绘

7	<u> シカでが</u>							
	人事委員会の勧告					(参考)		
Ī	区 分	民間給与		公務員給与	較差	勧告	給与改定率	国の改定率
L		1	Α	В	A-B	(改定率)		
Ī				382,045 円	△ 286 円			
	25年度	381,759	ш		(△ 0.07 %)	改定なし	改定なし	改定なし
	20年度	381,759 円		371,436 円	10,323 円	以足なし	以足なし	以足なし
L					(2.78 %)			

- (注) 1 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。
 - 2 上段は24年11月からの給与減額措置前の額及び較差であり、下段は給与減額措置後の額及び較差である。

②特別給(期末·勤勉手当)

Ī				人事委員	会の勧告			(参考)
Ī	区	分	民間の支給割合	公務員の支給月数	較差	勧告	年間支給月数	国の年間支給月数
			A	В	A-B	(改定月数)		
	25年		3.80 月	3.95 月	△ 0.15 月	△0.15 月	3.95 月	3.95 月

- (注) 1 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び 勤勉手当の年間支給月数である。
 - 2 勧告は、給与減額措置を勘案し、改定月数△0.15月の実施を26年6月支給分からとしている。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (25年4月1日現在)

1)一般行政職

O 1324 3 -24 2				
区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
秋田県	43.1 歳	332,475 円	398,448 円	366,932 円
玉	43.1 歳	307,220(332,446) 円	- 円	376,257(405,463) 円
都道府県平均	43.4 歳	335,404 円	419,973 円	375,236 円

②技能労務職

_	1/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10									
			公務員					参 考		
	区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	対応する民間	平均年齢	平均給与月額	A/B
		十均十四	椒貝奴	十岁和科万镇	(A)	(国比較ベース)	の類似職種	十岁十四	(B)	A/ D
	秋田県	49.0 歳	313 人	321,752 円	368,305 円	344,980 円	_	_	_	_
	うち自動車運転手	48.3 歳	106 人	325,857 円	383,004 円	352,012 円	自家用乗用自動車運転者	52.4 歳	276,700 円	1.38
	うち用務員	48.9 歳	118 人	319,426 円	345,778 円	342,342 円	用務員	_	_	_
	うち守衛	49.4 歳	4 人	330,794 円	379,143 円	355,744 円	守衛	52.3 歳	184,300 円	2.06
	国	49.9 歳	一人	272,119(286,850) 円	_	309,534(325,400) 円	_	_	_	_
	都道府県平均	50.6 歳	304 人	333,270 円	388,918 円	365,556 円	_	_	_	_

	参考				
区 分	年	収ベース(試算値)の比較			
	公務員(C)	民間(D)	C/D		
秋田県	_	_	_		
うち自動車運転手	6,063,926 円	3,537,700 円	1.71		
うち用務員	5,563,381 円	- 円	_		
うち守衛	5,902,014 円	2,471,100 円	2.39		

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22年~24年の3か年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- ※ 「一」は、数値が公表されていないものである。

③高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
秋田県	43.9 歳	380,065 円	423,249 円
都道府県平均	44.8 歳	382,925 円	442,634 円

④小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
秋田県	47.8 歳	395,270 円	430,611 円
都道府県平均	43.7 歳	368,668 円	421,787 円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
秋田県	39.5 歳	314,936 円	411,089 円	342,314 円
国	41.2 歳	297,683(316,267) 円	_	346,775(367,489) 円
都道府県平均	39.0 歳	320,810 円	461,749 円	364,672 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
 - 3 国の欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(25年4月1日現在)

区 分		秋 田 県	围
一般行政職	大学卒	169,617(172,200) 円	163,987(172,200) 円
71271以411	高 校 卒	137,999(140,100) 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高 校 卒	135,142(137,200) 円	-
1又形力伤暇	中学卒	ı	ı
高等学校	大学卒	189,908(192,800) 円	ı
教 育 職	高 校 卒		-
小・中学校	大学卒	189,908(192,800) 円	ı
教 育 職	高 校 卒	ı	ı
警察職	大学卒	194,242(197,200) 円	190,460(200,000) 円
一字 釈	高 校 卒	155,729(158,100) 円	153,797(161,500) 円

⁽注) 括弧書きは、給料減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(25年4月1日現在)

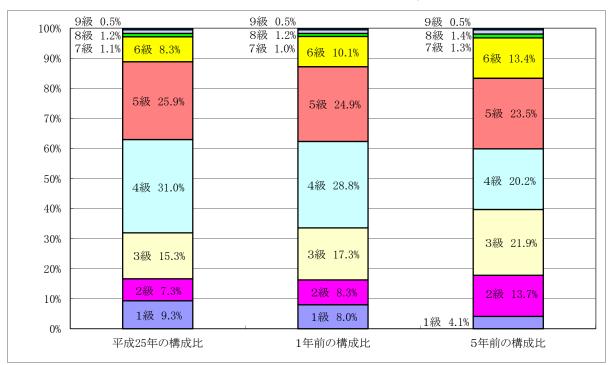
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	264,700 円	357,200 円	382,500 円	397,400 円
71文11 1文41	高 校 卒	218,000 円	317,200 円	356,100 円	380,900 円
技能労務職	高 校 卒		279,900 円	315,400 円	331,500 円
汉昭力扬娰	中学卒		240,400 円	261,600 円	314,000 円
高等学校	大学卒	308,400 円	391,900 円	411,400 円	426,400 円
教 育 職	高 校 卒				
小・中学校	大学卒	305,100 円	386,000 円	401,100 円	415,600 円
教 育 職	高 校 卒				
警察職	大学卒	276,100 円	383,600 円	392,400 円	400,800 円
一字	高 校 卒	247,700 円	333,100 円	379,100 円	396,200 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (25年4月1日現在)

区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
9 🕯	級	部長	人 19	0.5	円 464,600	円 537,700
8 ž	級	次長	人 45	1.2	円 413,000	937,700 円 478,200
7 ž	級	課長	人 46	1.1	366,200	円 456,200
6 ž	級	課長•主幹	人 307	% 8.3	円 320,600	円 422,600
5 f	級	主幹·副主幹	人 968	% 25.9	円 289,200	円 400,600
4 ř	級	副主幹•主査	人 1,151	% 31.0	円 261,900	円 388,300
3 }	級	主查•主任	人 568	% 15.3	円 222,900	円 354,700
2 ř	級	主事•技師	人 271	% 7.3	185,800	円 307,800
1 Å	級	主事•技師	人 345	9.3	円 135,600	円 243,700

- (注) 1 秋田県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 - 3 構成比の合計は、端数処理の関係で合計しても100%にならないことがある。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成16年度から人事評価制度(業績評価・能力評価)を導入しており、本庁課長級以上の職員については 人事評価結果に基づき昇給区分を決定し、その他の職員については所属長からの勤務成績報告に基づき、 昇給を実施している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

秋	田	,	県	玉	
1人当たり平均支	給額(24年度)			_	
		1,678	千円		
(24年度支給割金)	合)			(24年度支給割合)	
其	胡末手当	勤勉手	当	期末手当	勤勉手当
	2.60 月分	1.35	月分	2.60 月分	1.35 月分
	(1.45) 月分	(0.65)	月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況	7)			(加算措置の状況)	
役職加算5~20%、管理職加算15~25%				役職加算5~20%、管理職力	□算10~25%

⁽注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

平成16年度から人事評価制度(業績評価・能力評価)を導入しており、本庁課長級以上の職員については人事評価結果に基づき成績率を決定し、その他の職員については懲戒処分を受けた者等を下位区分の成績率としている。

(2) 退職手当(25年4月1日現在)

秋	田	県		玉	
(支給率)	自己都合	勧奨•定年	(支給率)	自己都合	勧奨·定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職 2%~20%加算		その他の加算措置	定年前早期退 2%~20%加	
1人当たり平均支給	4,876 千円	26,675 千円			

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(25年4月1日現在)

, = 3, , , , ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , ,	-				
支給実績	(24年度決算)				40,359 千日	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)					708,054	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率			国の制度(支給	(率
東京都特別区	26 人		18	%	18	%
大阪府大阪市	2 人		15	%	15	%
愛知県名古屋市	5 人		12	%	12	%
福岡県福岡市	3 人		10	%	10	%
宮城県仙台市	3 人		6	%	6	%
北海道札幌市	1 人		3	%	3	%
宮城県多賀城市	2 人		3	%	3	%
広島県尾道市	1 人		3	%	0	%
その他(医師)	16 人		15	%	15	%
平均支糸	8.	58	%	8.55	%	

⁽注)「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4) 特殊勤務手当(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)	799,251 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	140,837 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	37.6 %
手当の種類(手当数)	27

1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する 支給単価
県税業務手当	税務課及び総合県税事務所の 職員	県税の賦課、徴収、滞 納処分等	2,319 千円	1日850円~1,000円
社会福祉業務手当	福祉事務所の職員等	社会福祉に関する指 導監督等	3,872 千円	1日650円~1,000円 又は1月11,800円
精神保健業務手当	保健師等	精神保健に関する指 導業務等	121 千円	1日280円
防疫等業務手当	保健所の職員等	感染症の病原体に汚 染されたものの処理作 業等	1,094 千円	1日290円~350円 又は1月12,500円
麻薬取締業務手当	麻薬取締員	麻薬取締業務	1 千円	1日850円~1,000円
公害防止業務手当	保健所の職員等	ばい煙、汚水の調査等	255 千円	1日280円~320円
有害薬剤等取扱手当	研究機関の職員等	有害薬剤の取扱作業 等	974 千円	1日290円
特殊現場作業手当	地域振興局建設部の職員等	高所における作業等	658 千円	1月220円∼450円
病害虫防除手当	病害虫防除所の職員	植物防疫法の業務	2,934 千円	給料月額の8%
家畜保健衛生手当	家畜保健衛生所の獣医師	家畜保健衛生所法の 業務	3,563 千円	1月12,500円
種雄家畜取扱等作業 手当	畜産試験場の職員等	自然交配、精液採取 作業等	285 千円	1日230円
乗船作業手当	船員等	漁業取締業務等	224 千円	1日550円
潜水手当	水産振興センターの職員等	潜水作業等	39 千円	1時間310円~1,500円
職業訓練手当	技術専門校の職業訓練指導員	職業訓練業務	16,456 千円	給料月額の10%
用地交渉等手当	地域振興局建設部の職員等	用地交渉業務	364 千円	1日650円~1,000円
道路上作業手当	地域振興局建設部の職員等	交通が遮断されていない道路上で行う道路の 維持修繕作業等	1,406 千円	1日300円
災害応急作業等手当	地域振興局建設部の職員等	豪雨時の応急作業等	13,468 千円	1日350円~840円
講師手当	教育職員以外の職員	講師業務	636 千円	1時間400円
学校職員手当	学校職員	異なる課程の授業等	392,484 千円	1時間700円等
教育業務連絡指導手 当	県立学校の教務主任等	教育に関する指導助言等	93,032 千円	1日200円
警察職員手当	警察職員	犯罪捜査等	202,899 千円	1日560円等
航空手当	警察職員等	回転翼航空機の操縦 等	10,291 千円	1時間1,900円~5,100円
農用機械機具操作 手当	研究機関等の現業職員	農用機械機具の操作	881 千円	1日280円
廃鶏処理作業手当	畜産試験場の現業職員	50羽以上の鶏のと殺 処分	2 千円	1回280円
公用自動車整備管理 業務手当	地域振興局建設部の現業職員 で道路運送車両法に規定する 整備管理者である職員	道路運送車両法施行 規則に規定する整備 管理者業務	460 千円	1月5,000円
特殊自動車運転手当	地域振興局建設部の現業職員	特殊自動車の運転	183 千円	1日280円
除雪作業手当	地域振興局建設部の現業職員	大雪警報下での除雪 作業	11 千円	1日290円

⁽注) 種類毎の支給実績には短時間勤務職員分が含まれていない。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	2,024,151 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	472 千円
支給実績(23年度決算)	1,930,305 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	434 千円

(6) その他の手当(25年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位 にある職員に支給。(定 額)	同		1,067,839 千円	603,640 円
初任給調整手当	医師、歯科医師又は獣 医師として採用された 職員に支給。(医師、歯 科医師:月額410,900円 以下、獣医師:月額 30,000円以下)	異	国の制度では獣医・一切の関係を表している。	63,314 千円	2,110,479 円
扶養手当	扶養親族のある職員に 支給。(月額:配偶者 13,000円、その他の者 1人当たり6,500円~ 11,000円)	同		1,916,513 千円	238,313 円
住居手当	賃貸住宅に居住する職 員に支給。(月額 27,000円以下)	同		746,817 千円	329,720 円
通勤手当	通勤のために交通機関 を利用し、又は交通用 具等を使用している職 員に支給。(月額:交通 機関利用者55,000円以 下、交通用具使用者 38,100円以下)	異	本県の事では、本理の地情ででは、単一の世界では、単一の世界では、単一の世界では、一、大学のでは、一、大学のでは、一、大学のでは、一、大学のでは、一、大学のでは、一、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	1,663,704 千円	134,528 円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に支給。(月額23,000円、交通距離により加算あり)	同		139,562 千円	326,844 円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地 に所在する公署に勤務 する職員に支給。(月 額:給料及び扶養手当 の月額の合計額× 25/100以下)	同		9,822 千円	327,385 円
休日勤務手当	休日に勤務することを 命ぜられ勤務した職員 に支給。(1時間:勤務 1時間当たりの給与額 ×135/100)	同		378,528 千円	305,264 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に 勤務することを命ぜられ勤務した職員に支 給。(1時間:勤務1時間当たりの給与額× 25/100)	同		100,317 千円	149,059 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務を 命ぜられ勤務した職員 に支給。(勤務1回 4,200円~7,200円)	同		383,771 千円	269,313 円
管理職員特別勤務 手当	管理職手当適用職員 等が週休日又は休日 等に勤務した場合に支 給。(勤務1回12,000円 以下)	同		9,327 千円	211,977 円
寒冷地手当	11月から翌年3月まで の間現に支給地域に 在勤する職員に支給。 (月額:7,360円~ 17,800円)	異	国利の鹿に支かて本全地いで本一市か給らい県県域る。由市、び市域外がは支し由市男がをといるでをといる。	1,052,965 千円	70,830 円
定時制通信教育手当	定時制教育及び通信 制教育に従事する教育 職員に支給。(月額:給 料月額×5/100以下)	-	国に制度無し	28,013 千円	280,134 円
産業教育手当	高等学校の農業、工業 等産業教育に従事する 教諭及び実習助手に 支給。(月額:給料月額 ×5/100以下)	-	国に制度無し	72,022 千円	255,399 円
農林漁業普及指導 手当	農業、農村生活、林業 又は水産業に関する技 術及び知識を普及指 導することを職務とする 職員に支給。(月額:給 料月額×8/100)	-	国に制度無し	45,533 千円	342,355 円
義務教育等教員 特別手当	義務教育諸学校等に 勤務する教育職員に支 給。(月額:8,000円以 内)	-	国に制度無し	628,203 千円	76,210 円

5 特別職の報酬等の状況(25年4月1日現在)

区		分		給 料	月額等	
給	知		事	907,500	円 (1,210,000 円)
料	副	知	事	744,000	円 (930,000 円)
報酬	議		長	864,500	円 (910,000 円)
	副	議	長	769,500	円 (810,000 円)
E//1	議		員	741,000	円 (780,000 円)
	知		事	(24年度支給割合)		
期末手	副	知	事			2.950 月分
	議		長	(24年度支給割合)		
当	副	議	長			2.925 月分
	議		員			
退職手				(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知		事	1,210,000円×在職月数×0. 7	34,557,600円	任期毎
					(40,656,000円)	
当	副	知	事	930,000円×在職月数×0. 45	18,079,200円	任期毎
					(20,088,000円)	

⁽注) 1 給料、報酬及び退職手当の()内は、減額措置を行う前の金額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在) (単位:人)

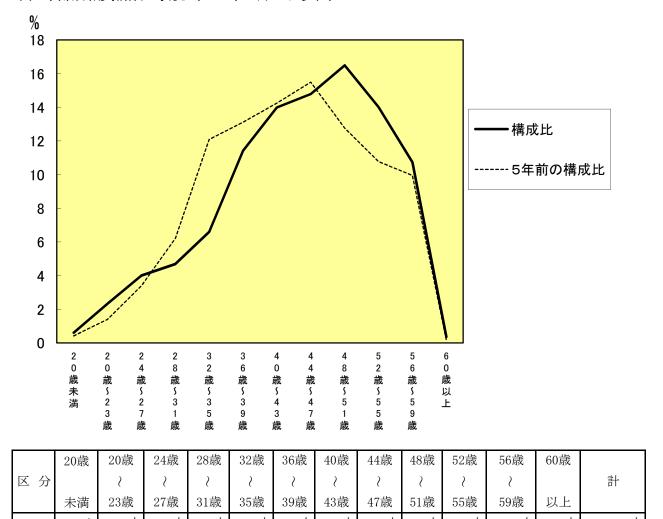
				職	数数		ナル英雄田市	
l		区	分	職	製 剱	対前年	主な増減理由	
部	門	<u> </u>		平成24年	平成25年	増減数		
普通会計部門	一 般 行			3,474	3,382	-92	事務の統廃合・縮小等	
	政 部 門	計		3,474	3,382	-92	(参考:人口10万人当たり職員数 326人)	
	教育部門			9,333	9,292	-41	児童生徒数減に伴う減少等	
	警察部門			2,300	2,329	29	欠員の補充	
	小 計			15,107	15,003	-104		
公営会計部門	病院			22	18	-4	県立病院機構への派遣職員の減少	
	下水道		9	9	0			
	その他		98	102	4	業務増等		
	小 計			129	129	0		
合 計			15,236	15,132	-104			
			[16,562]	[16,440]	[-122]			

⁽注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

² 退職手当の「1期の手当額」は、25年4月1日現在の給料月額、支給率及び減額率(知事 \triangle 15%、副知事 \triangle 10%)に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の額である。

^{2 []}内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(25年4月1日現在)



(3) 職員数の推移

92

353

職員数

(単位:人)

15,132

部門	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	3,931	3,815	3,638	3,524	3,474	3,382	▲ 549 (▲ 14.0%)
教育	9,976	9,811	9,651	9,509	9,333	9,292	▲ 684 (▲ 6.9%)
警察	2,307	2,329	2,313	2,309	2,300	2,329	22 (1.0%)
消防							
普通会計計	16,214	15,955	15,602	15,342	15,107	15,003	▲ 1,211 (▲ 7.5%)
公営企業等会計計	575	169	151	141	129	129	▲ 446 (▲ 77.6%)
総合計	16,789	16,124	15,753	15,483	15,236	15,132	▲ 1,657 (▲ 9.9%)

2,116

2,237

2,495

2,121

1,624

55

709

605

997

1,728

⁽注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。